

第 11 回 児童虐待対応における司法関与及び 特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会	資料 4
平成 29 年 1 月 30 日	

## ヒアリング対象者提出資料

石井 敦氏

石井佐智子氏

石井 寿紀氏

提出資料・・・・・・・・・・・・ 1

「児童虐待対応における司法関与及び  
特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」  
への意見書

平成 29 年 1 月 30 日

石井 敦

石井佐智子

石井 寿紀

【略歴】

◆養父母（父：58歳、母：57歳、埼玉県専門里親）

- 「将来里親として社会的な養育に携わりたい。」との養母の申し出を受け、1984年に結婚。実子にも恵まれず、不妊治療を試みたものの疑問を感じ、1995年、埼玉県で里親登録。翌年児童相談所より、「特別養子を前提に委託したい。」との打診を受けて1歳半の寿紀と面会を開始、1997年より長期委託。大人たちの意思だけで実親と縁が切れてしまうものの、特別養子が子どもの最善の利益に適う制度であろうとの判断の下、特別養子縁組の申立てを行う。1998年1月、二男が誕生。同年10月、特別養子縁組成立。
- 2005年9月、再び特別養子縁組前提で現三男の長期委託開始。打診を受けた当初は養父母の年齢、養育に想定される経済的側面などを理由に躊躇した。当該児童が別の里親との面会が不調であったこと、3歳を過ぎ児童養護施設への措置変更の直前であったこともあり、当時の児童養護施設からの特別養子縁組事例がほとんど無く、本人の将来が限定されることを考慮して承諾した。その後、2009年1月、特別養子縁組成立。
- 上記3名以外に2001年以降、男女計7名の短期委託・一時保護委託を受けた。
- 2012年8月、満6歳直前の男児の長期委託開始。本児童は、児童相談所より「いくつかの障害の治療中」との情報提供があった。医療機関等へ同行するなかで、養育に困難が伴うとの認識の下で生活を始めたが、約3か月経過した頃より急速に病状や能力に改善が見られた。
- 養父は一般社団法人埼玉県里親会、養母は埼玉県里親会南はなみずき会の役員である。養母は、社会福祉法人子どもの虐待防止センターの支援を受けながら開催している「志希の集い」の運営に関わり、首都圏の特別養子縁組家庭の養親の支援に携わっている。また、埼玉県及びさいたま市の里親会の女性役員と共同して「埼玉里母の会」を立ち上げ、里母の視点で社会的養育の子どもたちの支援を始めた。養父は地域のスポーツ少年団役員として活動する養母に背中を押され、小学校のPTA会長を務めるなど、夫婦で地域社会における家庭や子どもの見守りの必要性を感じ

ている。一般社団法人埼玉県里親会では、特別養子縁組後の元里親を特別会員として積極的に迎え入れ、研修や6つの地域里親会での交流活動への参加を奨励し、養親が孤立せずにフォローし合える関係づくりに努めている。

- 2011年8月より養父の父親との3世代同居を開始、開始後も骨肉腫による脳の開頭手術を3回受けながら2014年まで余生を送った。子どもたちとの会話などを通じて認知力が一旦回復し、私たちによる介護に接して子どもたちも自発的に介護に加わった。日々の暮らしの営みのなかで家族の機能が高まり、それぞれが成長することが確認できた。

#### ◇特別養子（長男、1995年生まれ、大学3年在学中）

- 産院から直接乳児院へ措置された。地元の幼稚園・小学校を経て、都内の私立中高一貫校へ通学した。学区の公立中学校が当時多少荒れており、生い立ちからくる思春期のトラブルを回避するための選択であった。高校時代には自らの生い立ちを友人に告白した。
- 委託当初から動きが激しく衝動的な行動が目立ち、屋外での遊びやスイミング・サッカーに多くの時間を費やした。また、匂いや音などへの感覚も鋭敏で、他者への観察も鋭く、弱者に対するいたわりができる子どもであった。半面、教室で一方的な受け身の学習になりがちな中学・高校の成績低下が著しく、進級のために家庭教師を付けざるを得なかった。小学校3年生からの歯科矯正は反対咬合の治療に始まり、下前歯が3列重なり、上奥歯が270度捻じれていたため、10年以上の期間を要した。治療中の痛みは勉強や運動への集中の妨げとなった。本人の優れた部分を伸ばすことを意識した養育を受け、小学校2年生から平日もサッカースクールに通い、現在は大学フットサル部で主将を務める傍ら、セレクションを受けてスペイン遠征に参加するなど、充実した学生生活を送っている。
- 養父母からの真実告知に加え、養父母が地域での諸活動並びに里親会活動に関わる機会が増えることに伴い、本人も様々な境遇の児童や家庭との接点が増えていったので、現在は教員を含め、子どもに関わる仕事を目指している。

### 【個別の論点】

#### 1. 子どもの年齢について

《養親の意見》

- ◆子どもにとって安定的な養育環境の確保に繋がるのであれば、対象年齢の引き上げを行うべきと考えます。自らの意思で普通養子縁組が可能となる年齢（15歳以上）を考慮し、「原則として15歳未満」まで引き上げるのが良いと思います。但し、著しい虐待事例などにおいては年齢制限に特例を設け、子ども一人ひとりの個別事情を踏まえた対応の余地を残すことも検討していただきたい。なお、養

親との年齢差を新たに追加し、「15歳以上の年齢差」としてはどうかと考えます。

- ◆一方、子どもの権利条約にある意見表明権（第12条）の尊重も重要と考えています。20歳以降に特別養子本人からの再申し立てにより、戸籍の選択に関する意思確認を行うことの余地を検討して欲しいと思います。

#### 《特別養子本人の意見》

◇「15歳未満までの引き上げ」については、養父母と同じ認識です。文字に意味のある言語を使用する日本人は、苗字や名前に敏感であり、子どもの福祉の観点から、同一姓での家庭生活・学校生活が望ましいと思います。

◇但し、児童の年齢が6歳以上の場合には、特別養子縁組までの試験養育期間を2年間とするなど、長い期間で養父母との関係を見極めてはどうかと思います。

## 2. 審判の申立権について

### 《養親の意見》

- ◆現在中学2年生の三男が3歳の折、児童相談所より特別養子縁組を前提での委託の要請がありました。熟慮の上、縁組前提の委託を受けたものの、申立て後の家裁による調査時には、「上に二人のお子さんがいて、その内の一人が実子ですね、そんなにまでしてこのお子さんを養子にしたいのですか？」と質問されました。子どもの最善の利益、社会的養育の観点で特別養子縁組の提案を受諾したにも関わらず、「子どもが欲しい。」との強調にあるように、私的養育の観点のみで申立てたと理解されたような経緯があります。

- ◆埼玉県では、養子縁組希望里親だけでなく養育里親としても登録を行い、同一の研修を受けています。マッチングの際には、児童相談所のケースワーカーより対象児童の説明がありますが、特別養子縁組が可能な場合は、その際に併せて説明があります。里親はこうした説明を受けて養育を始めますので、少なくとも実親と当該児童の法的な親子関係を解消させる手続きは、児童相談所長が申立てを行うべきだと思います。手続きを2段階に分けられないのであれば、申立てを「児童相談所長と養親の共同申立て」に改正していただきたい。2段階に分けた方が、特別養子縁組の利用が促進されると思います。

## 3. 成立要件について

### 《養親の意見》

- ◆子どもが家庭で育つ権利を侵害されている状況に対して、実親に早い段階から社会的養育や養子縁組の可能性を伝えて欲しいと思います。虐待の事実、面会・連絡が無い場合等、家庭から施設・里親へ、施設から里親委託・養子縁組へと進めていくことを実親に明言していく必要があります。面会無しの期間についても、乳児院なら半年、施設なら1年と、現状より期限を短縮していただきたい。

◆施設での生活が長期化した小学校高学年以上の児童の場合、当人が現状の生活環境からの変化を望まないケースがあります。施設入所期間の短縮による早期の里親委託、養子縁組を進めていくことが望ましいと考えます。施設入所児童に対して、個別に「特別養子縁組、里親委託による家庭養育を最優先していく。」との方針を明確に伝え、養子縁組家庭・里親家庭の体験を施設に義務付けることが重要と考えます。また、既存の施設については専門職員のノウハウを含め、地域における縁組家庭・里親家庭の児童や養親の支援センター機能を付加した活用を検討していただきたい。

《特別養子本人の意見》

◇ベストな環境で一番重要な乳幼児期を過ごすことが、人間の一生にとって極めて重要だと思います。国や社会が子どもを大切にするための特別養子縁組制度であることを、広く世間に広めて欲しいと思います。

#### 4. 子どもの出自を知る権利について

《養親の意見》

◆英国などのように、特別養子縁組後の子どもの実親や親族の縁組前の情報を官民で一元管理する機関が必要と考えます。出自以外にも、可能な範囲で遺伝的な情報や職業・犯罪歴等も記録があれば望ましいと思います。記録は半永久的な保存とし、情報提供にあたっては、一定のガイドラインに沿った開示をお願いしたい。

《特別養子本人の意見》

◇自分自身の意思で特別養子縁組を選択することが不可能な年齢で養父母のもとへ委託され、縁組が行われました。真実告知はもちろん重要ですが、一人の人間として、自分のルーツを知る権利があると思っています。思春期など、遺伝情報に関心を持つ時期に個人差があると思いますが、特別養子からの質問を受ける機関や機能があれば良いと思います。

#### 5. 養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援について

《養親の意見》

◆養親には特別養子の実親族に関する遺伝的情報がほとんど無く、心身の障害やアレルギーの有無が事前に把握しづらい環境での養育にならざるを得ません。愛着障害は1歳以前の委託では発生率が低いと言われています。新生児に近い養育開始が望まれるものの、実際には児童相談所を介した措置は1歳を過ぎることが多く、養親は愛着障害や試しの行動などの困難を伴う養育に直面します。また、養子縁組成立後、一定期間を過ぎてから障害や問題が発生する場合も多く、特別養子ならではの支援を進める必要があると思います。

◆「養子縁組後は実子としての自助努力」に頼らざるを得ない現状に、何らかの手

を差し伸べることが求められていると思います。個々の児童に対するカウンセリングをはじめ、専門家の助言や学習支援など、特別養子縁組成立後も支援を継続していく必要性を痛感しています。自分たち自身を例に挙げると、自らの高齢化もあり、特別養子の三男に対しては長男・二男と同レベルの教育費を掛けられないのが実情です。

◆特別養子縁組制度が、子どもの権利擁護・社会的養育の有効な手段であるとの観点から、以下の継続的な支援を希望します。

(1) 特別養子・普通養子縁組に特化した専門的な支援機関を新設し、対面での相談やネット活用による継続的な支援を充実していただきたい。必要性の議論もさることながら、全国規模か都道府県市（各自治体）やエリアごとに設置するのか、ネット利用も可とするか、外部団体へ業務を委託するか、といった設置方法を検討する時期であると考えています。

①実親・実親族の遺伝的情報が少ないことによる育てにくさ、試し行動をはじめとした愛着障害などへの専門家・専門スタッフによる具体的助言・対応を求める声に応えられる窓口が必要です。

②真実告知を行わない事例、本人に対してのみ真実告知を行い地域や学校等には開示していない事例があります。幼少期の縁組により児童相談所との関係が解消され、思春期になってから親子ともにパニックを起こした例も聞いています。こうした状況を予め想定しながら、自主的サロンの運営への協力や、支援対象者からの相談を受けることのできる独立した機能が望まれます。

③里親会が養育里親の自助団体から一歩踏み出し、里親支援機関としての支援事業を行うにあたり、養子縁組後の養親支援も視野に入れられるよう、里親会活動への助成を希望します。

(2) 直接・間接に子どもの支援に結びつく経済的な支援の仕組みが望まれます。

①養親に対する税制優遇や手当ての新設を希望します。

②特別養子本人への教育費・奨学金・習い事費への支援を望みます。

③育児休暇制度の対象を里親にも広げるとともに、育児休暇取得者の対象年齢となる子どもの年齢の引上げ、面会開始時期からの適用などの検討をお願いしたい。

④乳児院や児童養護施設への面会に係る交通費等の公費負担、里親支援専門相談員が同伴しての養親候補者宅での面会促進など、養親の経済的負担の軽減を検討して欲しい。

(3) 社会的養育に関わるさまざまな家庭・児童環境が社会に浸透しているとは言い難く、教育現場などへの理解促進・浸透が急務と考えます。

①「生い立ちの授業」「1／2成人式」をはじめとした小学校における生

い立ちに関する授業や、中学校での家庭科などにおいて、子どもに「産んでくれたことに感謝しましょう」と強いるケースが報告されています。出生時の様子や命名の由来を聞き取らせたり、記念の写真や玩具等の提出を求める事例もあり、傷つく子どもが後を絶ちません。家庭環境、生育歴などへの配慮の必要性について、教師の研修カリキュラムに組み込むなど、教育委員会を通じた継続的な取り組みが急がれます。

- ②公共広告機構やSNSを活用し、特別養子縁組や里親委託のPRを積極的に行い、広く社会の理解を求めている。新たな養親候補の掘り起こしに加え、望まない妊娠に悩む女性、逃げ場のない子どもたちにも「日本国は子どもを見捨てない、あなたを社会が守っていく。」とのメッセージを発信し続けていくことが重要であると思います。

《特別養子本人の意見》

- ◇特別養子縁組を社会的養育としてより明確に位置づけ、教育費負担への援助をはじめ、対象となる子どもに対する支援を充実して欲しい。そうすることによって、比較的年齢の若い夫婦も年取等のハードルが低くなるなど、特別養子縁組希望家庭の増加が見込めると思います。
- ◇また、血がつながってなくても兄弟の存在は大きいと思っています。一緒に生活をしていると連帯感が生まれます。地域や社会へ出ていく時なども引け目を感じないで出ていけます。特別養子縁組後の支援が充実すれば、複数の特別養子を受け入れる養親も増えていくはずだと思っています。

6. 養子縁組の民間あっせん団体に対する規制等について

《養親の意見》

- ◆養親に住民票を移した特別養子候補の幼児（同居人）の情報に関して、各市区町村から児童相談所への連絡を徹底するべきと考えます。
- ◆新規のあっせん団体には、社会福祉士などの有資格者を配置させる一方、必要経費の一部を国や地方自治体が負担する仕組みに変えられないか。養親の負担する金額についても、社会的養育に伴う必要コストとして、特別養子縁組成立を前提に、ほぼ全額を公費負担として検討して欲しい。

《特別養子本人の意見》

- ◇人の命や一生に関わることであり、厳しい基準にするのは当然だと思います。本人でなく周りの他人が人生を決めていくのだから、極めて重い仕事だと思います。

7. その他全般的な意見

《養親の意見》

◆養親並びに特別養子本人が上記5の(1)(2)のような個人的支援を受ける期間において、養親に対して以下の条件を設定し、「社会的養育の一環としての特別養子縁組制度」の位置づけを明確にしてはどうかと考えます。

- ・上記5の(1)に述べた「専門の支援機関」への登録
- ・各機関(支援機関・行政など)が主催する研修会等への参加(必須及び任意)
- ・定期的な「特別養子養育記録」の提出(必須)
- ・支援機関による家庭訪問の受け入れ(必須または任意)

◆児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)において、「家庭を奪われた子どもの保護(第20条)」をはじめとして子どもには家庭で育つ権利が保障されている一方、「意見を表す権利(第12条)」も保障されています。

こうした観点を踏まえると、特別養子縁組制度における当事者本人の意見(意思)をどこかの時点で確認すべきではないかと考えます。一旦成立した特別養子縁組の解消は極めて限定されたケースであることは存じていますが、私たちが長男を入籍した際に、当人の意思を確認できなかったことに大変不安を感じました。だからこそ責任を重く受けとめて養育を続け、本人への確認も何度か試みたものの、すべての子どもに意思確認(意見表明)の場が確保されるべきと考えます。特別養子本人からの縁組解消申立て要件の緩和について議論していただきたい。

また、特別養子が成人した際の養親の離婚の可能性も議論していただきたい。

#### 《特別養子本人の意見》

◇ベストな環境で一番重要な乳幼児期を過ごすことが、人間の一生にとって極めて重要だと思います。国や社会が子どもを大切にするための特別養子縁組制度であることを、広く世間に広めて欲しいと思います。常識として誰もが知っている特別養子縁組制度になれば、周りにいる誰かが実親に勧めあげることができると思います。里親委託と同じように、子どもの命を託せるという特徴を、より身近なものとして人々に感じて欲しいと思います。子どもの命を奪うことに比べれば、失いそうな命を実親から養親につなぐことができれば、実親が育てられなくても罪ではないと思います。

#### 【おわりに】

##### 《養親の意見》

◆子どもは親の私物ではなく、社会全体の宝物だと思います。未来ある子どもたちが、愛情を与えられない劣悪な環境では、発達に大きな障害を及ぼします。安心・安全で愛情豊かな家庭で育つ権利を保障し、自己肯定感をもって自分の可能性を信じて、人生を選択して欲しいと願っています。戸籍上の親子関係が存続していれば、いずれは親への責任が生じます。養育が困難または不適當な親の戸籍から切り離し、安心・安全な環境を確保するための特別養子縁組制度であると思います。また、養親

が不適切な養育をした場合にも、子どもの側から速やかに特別養子縁組を解消できる制度が望ましいと考えます。子どもの人権擁護のために、社会的養育の一環としての特別養子縁組制度の充実を望みます。